

ふげん・もんじゅ使用済燃料の処分について

2022年12月

日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証本部

- 原子力機構は、使用済燃料の再処理に関する日仏「政府間合意」*1)、原子力機構とオラノ・リサイクル社間の「基本枠組契約」*2)に基づき、ふげん使用済燃料の輸送及び再処理業務の条件を定めた「履行契約」*3)を2022年6月24日締結した。

本履行契約に定める輸送、再処理時期は、以下のとおり。

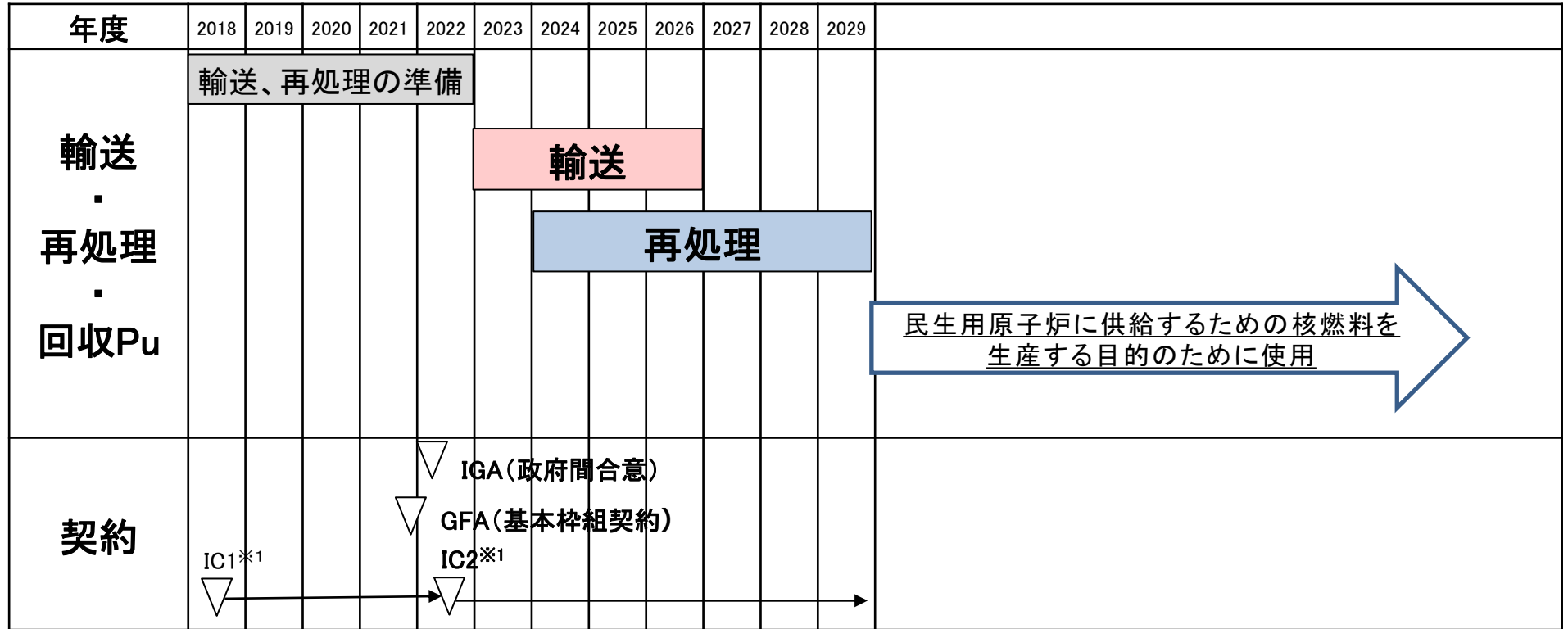
- 輸 送：2023年度から複数回に分けて実施
- 再処理：2024年度～2029年度の間実施

*1)「政府間合意」=IGA (Inter Governmental Agreement)

*2)「基本枠組契約」=GFA (General Framework Agreement)

*3)「履行契約」=IC (Implementation Contract)

- また、「履行契約」において、再処理完了後の回収プルトニウムは、仏オラノ・リサイクル社に所有権を譲渡し、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用することとした。
- 回収プルトニウムの利用方針が明確となったことから、ふげんの原子炉設置許可の「8.使用済燃料の処分の方法」に係る記載について、変更申請が必要。



ふげん使用済燃料等の保管サイト、体数

※1) Implementation Contract (IC) : 履行契約

IC1: 輸送並びに再処理の準備契約(2018年度締結、契約完了)
 IC2: 輸送及び再処理契約(今般締結)(2022年6月24日締結)

炉型	種類	保管サイト	体数(トン数)
新型転換炉 ふげん	ふげん 使用済燃料	ふげん	466 体 (約70t)
		東海再処理施設(TRP)	265 体 (約41t)
	特殊使用済燃料 MOX-PIE 使用済燃料	原科研 燃料試験施設(RFEF)	5 体 (約0.7t)

本文8
3. 核燃料物質の
措置

8 核燃料物質の管理及び譲渡し

8.3 核燃料物質の措置

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。

8.4 核燃料物質の搬出計画

使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送用容器に収納し、専用の輸送船により、2026年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。

本文 八、使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針

平成29年6月13日

「もんじゅ」廃止措置推進チーム決定

- 使用済燃料については、安全に炉外に取り出した上で、当該使用済燃料の再処理を行うために県外に搬出することとする。再処理に向けた搬出の方法及び期限などの計画については、燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業が終了するまでに検討を行い結論を得て、適時、地元の説明する。

- 基本的に技術的成立性が確認されている仏国での再処理を基本としつつ、その他の選択肢についても排除せずに検討中。
- 仏国での再処理の搬出計画について、仏国事業者が本年3月までに作成した実施計画案を踏まえ、今般、今後の検討のために、搬出開始見込時期を令和16年度（2034年度）、搬出完了見込時期を令和19年度（2037年度）と決定。
- 仏国での再処理については、今後これらの見込時期を基にした実施計画の改定案及び費用見積を作成する予定。

仏国事業者から提示される費用見積、仏国における特殊燃料の再処理を行うための施設（TCP施設※）の建設計画の進捗状況や、その他の選択肢に関する検討も踏まえ、最終的な搬出計画について意思決定する予定。

	変更前	変更後
<p>本文八 3. 核燃料物質の譲渡し</p>	<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>3. 核燃料物質の譲渡し 新燃料については、国内外の許可を有する事業者に譲り渡すこととし、その具体的な計画及び方法については、<u>第1段階において検討し、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u> 核燃料物質の搬出は、関係法令を遵守して実施するとともに、事業所内の運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>4. 使用済燃料の処理・処分の方法 使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うため、国内外の許可を有する事業者に譲り渡す。その具体的な計画及び方法については、<u>第1段階において検討することとし、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p>	<p>八 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>3. 核燃料物質の譲渡し 新燃料については、国内外の許可を有する事業者に譲り渡すこととし、その具体的な計画及び方法については、<u>第1段階及び第2段階において検討し、譲渡先が確定した後、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u> 核燃料物質の搬出は、関係法令を遵守して実施するとともに、事業所内の運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>4. 使用済燃料の処理・処分の方法 使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うため、国内外の許可を有する事業者に譲り渡す。その具体的な計画及び方法については、<u>第1段階及び第2段階において検討することとし、譲渡先が確定した後、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p>

本文 八、使用済み燃料の処分の方法

使用済み燃料は、動力炉・核燃料開発事業団の再処理施設において、又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理業者であるUnited Kingdom Atomic Energy Authority (UKAEA) 若しくは、Compagnie Generale des Matieres Nucleaires (COGEMA) に委託して再処理を行うこととする。海外において再処理を行う場合には、政府の確認を受けることとし、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。再処理によって得られるプルトニウムは海外に移転しない。